

## 「地方独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」の改訂案

「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂について（H31.3.25）」より。

地独法	国独法
<p style="text-align: center;"><u>地方独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂について</u></p> <p style="text-align: right;">令和●年●月●日</p> <p><b>1 地方独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂の内容</b></p> <p><u>企業会計審議会等の定める監査の基準の改訂を踏まえ、以下の修正を行った。</u></p> <p><u>監査報告書の記載区分については、会計監査人の意見を監査報告書の冒頭に記載するなど記載順序を変更するとともに、新たに意見の根拠の区分を設けた。また、理事長の責任を理事長及び監事の責任に変更し、監事の財務報告に関する責任を記載した。</u></p> <p><u>「その他の記載内容」については、監査報告書において記載すべき事項を明確にすることにより、会計監査人の「その他の記載内容」に係る役割をより一層明確にした。また、「その他の記載内容」に対する手続として、「その他の記載内容」を通読し、「その他の記載内容」と財務諸表等又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかについて検討すること等を明確にした。</u></p> <p><u>リスク・アプローチの強化については、財務諸表等項目レベルにおいて、固有リスクの性質に着目して重要な虚偽の表示がもたらされる要因などを勘案することが、重要な虚偽表示のリスクのより適切な評価に結び付くことから、固有リスクと統制リスクを分けて評価することとした。さらに、特別な検討を必要とするリスクについては、固有リスクの評価を踏まえた定義とした。加えて、会計上の見積りについては、上記のとおり重要な虚偽表示のリスクの評価に当たり、固有リスクと統制リスクを分けて評価することを前提に、リスクに対応する監査手続として、原則として、理事長が採用した手法並びにそれに用いられた仮定及びデータを評価する手続が必要である点を明確にした。</u></p> <p><u>なお、今回の改訂に係る部分を除いて、地方独立行政法人の監査基準に記載されているリスク・アプローチの概念や考え方は踏襲されていることに留意が必要である。</u></p> <p><u>また、今回の改訂と併せて、一部表現の修正等も行った。</u></p> <p><b>2 今後の発展について</b></p> <p><u>地方独立行政法人に対する会計監査人の監査に関する理論及び実務は、地方独立行政法人の制度及び組織での運営状況を踏まえながら対応をしていくことが求められており、地方独立行政法人改革後の運営状況を踏まえ、より一層の充実が図られるべきものであると認識する。</u></p> <p><u>今後、地方独立行政法人の会計監査の実務の蓄積とともに、公的部門における監査理論がより一層進歩することが想定される。この観点から、地方独立行政法人における会計監査人の監査に係る検討を、その具体的な指針等も含め、日本公認会計士協会が関係者と協議の上、適切に、かつ継続して行うことが必要と考える。</u></p> <p><u>更なる監査品質の向上に向けて、今後、監事と会計監査人等の連携の強化など、運用面での取組について充実させることを期待する。今般、監査報告書に監事の責任を記載することとした趣旨は、監事の責任を拡大させるものではなく、地方独立行政法人の業務を監査するというこれまでも監事が担っている役割の一部として、財務報告プロセスを監視する責任があることを明確にしたものである。</u></p> <p><b>3 適用時期</b></p> <p><u>改訂後の地方独立行政法人の監査基準のうち、リスク・アプローチの強化（第6章第4節第2及び第3）に係る改訂内容については、令和5年3月決算に係る監査から適用し、リスク・アプローチの強化を除く改訂内容については、令和4年3月決算に係る監査から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂について</p> <p style="text-align: right;">令和3年3月26日</p> <p><b>1 独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂の経緯</b>（略）</p> <p><b>2 独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂の内容</b></p> <p>企業会計の監査基準の改訂を踏まえ、「その他の記載内容」及びリスク・アプローチの強化について修正を行った。具体的には、会計監査人の意見を監査報告書の冒頭に記載するなど記載順序を変更するとともに、新たに意見の根拠の区分を設けた。さらに、独立行政法人の長の責任を独立行政法人の長及び監事の責任に変更し、監事の財務報告に関する責任を記載した。</p> <p>「その他の記載内容」については、監査報告書において記載すべき事項を明確にすることにより、会計監査人の「その他の記載内容」に係る役割をより一層明確にした。また、「その他の記載内容」に対する手続として、「その他の記載内容」を通読し、「その他の記載内容」と財務諸表等又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかについて検討すること等を明確にした。</p> <p>リスク・アプローチの強化については、財務諸表等項目レベルにおいて、固有リスクの性質に着目して重要な虚偽の表示がもたらされる要因などを勘案することが、重要な虚偽表示のリスクのより適切な評価に結び付くことから、固有リスクと統制リスクを分けて評価することとした。さらに、特別な検討を必要とするリスクについては、固有リスクの評価を踏まえた定義とした。加えて、会計上の見積りについては、上記のとおり重要な虚偽表示のリスクの評価に当たり、固有リスクと統制リスクを分けて評価することを前提に、リスクに対応する監査手続として、原則として、独立行政法人の長が採用した手法並びにそれに用いられた仮定及びデータを評価する手続が必要である点を明確にした。</p> <p>なお、今回の改訂に係る部分を除いて、独立行政法人の監査基準に記載されているリスク・アプローチの概念や考え方は踏襲されていることに留意が必要である。</p> <p>また、今回の改訂と併せて、一部表現の修正等も行った。</p> <p><b>3 今後の発展について</b></p> <p>独立行政法人に対する会計監査人の監査に関する理論及び実務は、独立行政法人の制度及び組織での運営状況を踏まえながら対応をしていくことが求められており、独立行政法人改革後の運営状況を踏まえ、より一層の充実が図られるべきものであると認識する。</p> <p>今後、独立行政法人の会計監査の実務の蓄積とともに、公的部門における監査理論がより一層進歩することが想定される。この観点から、独立行政法人における会計監査人の監査に係る検討を、その具体的な指針等も含め、日本公認会計士協会が関係者と協議の上、適切に、かつ継続して行うことが必要と考える。</p> <p>更なる監査品質の向上に向けて、今後、監事と会計監査人等の連携の強化など、運用面での取組について充実させることを期待する。今般、監査報告書に監事の責任を記載することとした趣旨は、監事の責任を拡大させるものではなく、独立行政法人の業務を監査するというこれまでも監事が担っている役割の一部として、財務報告プロセスを監視する責任があることを明確にしたものである。</p> <p><b>3 今後の発展について・適用時期</b></p> <p>改訂後の独立行政法人の監査基準のうち、「その他の記載内容」（第6章第5節第2及び第6）に係る改訂内容については、令和4年3月決算に係る監査から適用し、リスク・アプローチの強化（第6章第4節第2及び第3）に係る改訂内容については、令和5年3月決算に係る監査から適用する。「その他の記載内容」及びリスク・アプローチの強化を除く改訂内容については、令和3年3月決算に係る監査から適用する。</p>

地独法改訂後	地独法現行	国独法改訂後	国独法改訂前
<p><b>第1章 地方独立行政法人に対する会計監査人の監査(基本的な考え方)</b></p> <p><b>第1節 会計監査人の監査の導入目的</b></p> <p>地方独立行政法人の制度設計の主眼は、住民生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業のうち一定のものについて、地方公共団体とは別の法人格を有する地方独立行政法人を創設して事務・事業を行わせることとし、法人に自主的、自律的な業務運営を行わせるとともに、業務の実績について適切な事後評価を行うことにより、住民のニーズに即応した効率的かつ効果的な行政サービスの提供等を実現することにある。</p> <p>このような制度設計の主眼を実効あるものとするためには、地方独立行政法人の業務の効率性、質の向上や透明性の確保を図ることが肝要であり、特に法人の財務運営に関する真実の情報が報告され、この情報に対して適切な事後チェックを行う仕組みが用意されることが必要である。</p> <p>このような観点から、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）は、法第33条で地方独立行政法人の会計は、<u>総務省令で定めるところにより</u>、原則として企業会計原則によるものとし、法第34条（法第87条の12第1項に基づき設立団体以外の市町村の求めに応じて、当該市町村との協議により規約を定めた申請等関係事務処理法人の場合は法第87条の20。以下同じ。）で地方独立行政法人に対して財務諸表の作成と設立団体の長による承認を受けること並びに財務諸表及び決算報告書に関して会計監査人の作成する会計監査報告を添付することを義務付けるとともに、法第35条で地方独立行政法人に対して、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について、会計監査人による監査を受けることを原則として義務付けている。また、地方独立行政法人が財務諸表を作成する際の基準として、地方独立行政法人会計基準及び同注解が設定されている。</p> <p>（略）</p>	<p><b>第1章 地方独立行政法人に対する会計監査人の監査(基本的な考え方)</b></p> <p><b>第1節 会計監査人の監査の導入目的</b></p> <p>地方独立行政法人の制度設計の主眼は、住民生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業のうち一定のものについて、地方公共団体とは別の法人格を有する地方独立行政法人を創設して事務・事業を行わせることとし、法人に自主的、自律的な業務運営を行わせるとともに、業務の実績について適切な事後評価を行うことにより、住民のニーズに即応した効率的な行政サービスの提供等を実現することにある。</p> <p>このような制度設計の主眼を実効あるものとするためには、地方独立行政法人の業務の効率性、質の向上や透明性の確保を図ることが肝要であり、特に法人の財務運営に関する真実の情報が報告され、この情報に対して適切な事後チェックを行う仕組みが用意されることが必要である。</p> <p>このような観点から、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）は、法第33条で地方独立行政法人の会計は原則として企業会計原則によるものとし、法第34条（法第87条の12第1項に基づき設立団体以外の市町村の求めに応じて、当該市町村との協議により規約を定めた申請等関係事務処理法人の場合は法第87条の20。以下同じ。）で地方独立行政法人に対して財務諸表の作成と設立団体の長による承認を受けること並びに財務諸表及び決算報告書に関して会計監査人の作成する会計監査報告を添付することを義務付けるとともに、法第35条で地方独立行政法人に対して、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について、会計監査人による監査を受けることを原則として義務付けている。また、地方独立行政法人が財務諸表を作成する際の基準として、地方独立行政法人会計基準及び同注解が設定されている。</p> <p>（略）</p>	<p><b>第1章 独立行政法人に対する会計監査人の監査(基本的な考え方)</b></p> <p><b>第1節 会計監査人の監査の導入目的</b></p> <p>独立行政法人の制度設計の主眼は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業のうち一定のものについて、国とは別の法人格を有する独立行政法人を創設して事務・事業を行わせることとし、法人に自主的、自律的な業務運営を行わせるとともに、業務の実績について適切な事後評価を行うことにより、国民のニーズに即応した効果的かつ効率的な行政サービスの提供等を実現することにある。</p> <p>このような制度設計の主眼を実効あるものとするためには、独立行政法人の業務の効率性、質の向上や透明性の確保を図ることが肝要であり、特に法人の財務運営に関する真実の情報が報告され、この情報に対して適切な事後チェックを行う仕組みが用意されることが必要である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）は、第37条で独立行政法人の会計は、<u>主務省令で定めるところにより</u>、原則として企業会計原則によるものとし、第38条で独立行政法人に対して財務諸表の作成と主務大臣による承認を受けること並びに財務諸表及び決算報告書に関して会計監査人の作成する会計監査報告を添付することを義務付けるとともに、第39条で独立行政法人に対して、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について、会計監査人による監査を受けることを原則として義務付けている。また、独立行政法人が財務諸表を作成する際の基準として、独立行政法人会計基準及び同注解が設定されている。</p> <p>（略）</p>	<p><b>第1章 独立行政法人に対する会計監査人の監査(基本的な考え方)</b></p> <p><b>第1節 会計監査人の監査の導入目的</b></p> <p>独立行政法人の制度設計の主眼は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業のうち一定のものについて、国とは別の法人格を有する独立行政法人を創設して事務・事業を行わせることとし、法人に自主的、自律的な業務運営を行わせるとともに、業務の実績について適切な事後評価を行うことにより、国民のニーズに即応した効率的な行政サービスの提供等を実現することにある。</p> <p>このような制度設計の主眼を実効あるものとするためには、独立行政法人の業務の効率性、質の向上や透明性の確保を図ることが肝要であり、特に法人の財務運営に関する真実の情報が報告され、この情報に対して適切な事後チェックを行う仕組みが用意されることが必要である。</p> <p>このような観点から、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）は、第37条で独立行政法人の会計は原則として企業会計原則によるものとし、第38条で独立行政法人に対して財務諸表の作成と主務大臣による承認を受けること並びに財務諸表及び決算報告書に関して会計監査人の作成する会計監査報告を添付することを義務付けるとともに、第39条で独立行政法人に対して、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について、会計監査人による監査を受けることを原則として義務付けている。また、独立行政法人が財務諸表を作成する際の基準として、独立行政法人会計基準及び同注解が設定されている。</p> <p>（略）</p>
<p><b>第2節 会計監査人の監査の位置付け</b></p> <p>（略）</p> <p>まず、財務諸表に対する監査は、設立団体の長の承認（法第34条第1項。法第87条の12第1項に基づき設立団体以外の市町村の求めに応じて、当該市町村との協議により規約を定めた申請等関係事務処理法人の場合は法第87条</p>	<p><b>第2節 会計監査人の監査の位置付け</b></p> <p>（略）</p> <p>まず、財務諸表に対する監査は、設立団体の長の承認（法第34条第1項。法第87条の12第1項に基づき設立団体以外の市町村の求めに応じて、当該市町村との協議により規約を定めた申請等関係事務処理法人の場合は法第87条</p>	<p><b>第2節 会計監査人の監査の位置付け</b></p> <p>（略）</p> <p>まず、財務諸表に対する監査は、主務大臣の承認（通則法第38条第1項）を受けることを前提として、財務諸表が当該法人の財政状態、運営状況等財務運営の状況を<u>全て</u>の重要な点において適正に表示しているかどうか、職業的</p>	<p><b>第2節 会計監査人の監査の位置付け</b></p> <p>（略）</p> <p>まず、財務諸表に対する監査は、主務大臣の承認（通則法第38条第1項）を受けることを前提として、財務諸表が当該法人の財政状態、運営状況等財務運営の状況を<u>すべて</u>の重要な点において適正に表示しているかどうか、職業</p>

<p>の 20 第 3 項) を受けることを前提として、財務諸表が当該法人の財政状態、運営状況等財務運営の状況を<u>全て</u>の重要な点において適正に表示しているかどうか、職業的専門家としての会計監査人のチェックを経ることを目的とするものである。財務諸表監査は、地方独立行政法人の会計監査制度の中核をなすものであり、会計監査人は、地方独立行政法人の財務諸表が、一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかを監査する。</p> <p>事業報告書は、地方独立行政法人が設立団体の長に財務諸表を提出する際、その参考として添付される書類であり、業務運営の状況を報告することを目的とするものである。事業報告書は、財務諸表とは異なり、設立団体の長の承認の対象ではなく、提出に際しても、法上、会計監査人の意見が付されることを要しない。事業報告書に対する監査は、財務諸表と密接に関連する会計に関する部分、<u>すなわち、事業報告書の記載のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分</u>について、財務諸表と矛盾する記載がないかどうか、確認的に行われるものと解される。</p> <p>(略)</p>	<p>の 20 第 3 項) を受けることを前提として、財務諸表が当該法人の財政状態、運営状況等財務運営の状況を<u>すべて</u>の重要な点において適正に表示しているかどうか、職業的専門家としての会計監査人のチェックを経ることを目的とするものである。財務諸表監査は、地方独立行政法人の会計監査制度の中核をなすものであり、会計監査人は、地方独立行政法人の財務諸表が、一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかを監査する。</p> <p>事業報告書は、地方独立行政法人が<u>設立団体の長</u>に財務諸表を提出する際、その参考として添付される書類であり、業務運営の状況を報告することを目的とするものである。事業報告書は、財務諸表とは異なり、<u>設立団体の長</u>の承認の対象ではなく、提出に際しても、<u>法上</u>、会計監査人の意見が付されることを要しない。事業報告書に対する監査は、財務諸表と密接に関連する会計に関する部分について、財務諸表と矛盾する記載がないかどうか、確認的に行われるものと解される。</p> <p>(略)</p>	<p>専門家としての会計監査人のチェックを経ることを目的とするものである。財務諸表監査は、独立行政法人の会計監査制度の中核をなすものであり、会計監査人は、独立行政法人の財務諸表が、一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかを監査する。</p> <p>事業報告書は、独立行政法人が主務大臣に財務諸表を提出する際、添付される書類であり、業務運営の状況を報告することを目的とするものである。事業報告書は、財務諸表とは異なり、主務大臣の承認の対象ではなく、提出に際しても、通則法上、会計監査人の意見が付されることを要しない。事業報告書に対する監査は、財務諸表と密接に関連する会計に関する部分、<u>すなわち、事業報告書の記載のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分</u>について、財務諸表と矛盾する記載がないかどうか、確認的に行われるものと解される。</p> <p>(略)</p>	<p>的専門家としての会計監査人のチェックを経ることを目的とするものである。財務諸表監査は、独立行政法人の会計監査制度の中核をなすものであり、会計監査人は、独立行政法人の財務諸表が、一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかを監査する。</p> <p>事業報告書は、独立行政法人が<u>主務大臣</u>に財務諸表を提出する際、添付される書類であり、業務運営の状況を報告することを目的とするものである。事業報告書は、財務諸表とは異なり、<u>主務大臣</u>の承認の対象ではなく、提出に際しても、<u>通則法上</u>、会計監査人の意見が付されることを要しない。事業報告書に対する監査は、財務諸表と密接に関連する会計に関する部分について、財務諸表と矛盾する記載がないかどうか、確認的に行われるものと解される。</p> <p>(略)</p>
<p><b>第 3 節 会計監査人の監査における法規準拠性の考え方</b> (略)</p> <p>地方独立行政法人の会計監査は、企業の会計監査と同様に、財務諸表等の正確性の証明、<u>全て</u>の違法行為等の発見を目的としているわけではない。しかしながら、財務諸表等に重要な影響を与える違法行為等については、会計監査人が積極的に発見するよう努めていかなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第 3 節 会計監査人の監査における法規準拠性の考え方</b> (略)</p> <p>地方独立行政法人の会計監査は、企業の会計監査と同様に、財務諸表等の正確性の証明、<u>すべて</u>の違法行為等の発見を目的としているわけではない。しかしながら、財務諸表等に重要な影響を与える違法行為等については、会計監査人が積極的に発見するよう努めていかなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第 3 節 会計監査人の監査における法規準拠性の考え方</b> (略)</p> <p>独立行政法人の会計監査は、企業の会計監査と同様に、財務諸表等の正確性の証明、<u>全て</u>の違法行為等の発見を目的としているわけではない。しかしながら、財務諸表等に重要な影響を与える違法行為等については、会計監査人が積極的に発見するよう努めていかなければならない。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第 3 節 会計監査人の監査における法規準拠性の考え方</b> (略)</p> <p>独立行政法人の会計監査は、企業の会計監査と同様に、財務諸表等の正確性の証明、<u>すべて</u>の違法行為等の発見を目的としているわけではない。しかしながら、財務諸表等に重要な影響を与える違法行為等については、会計監査人が積極的に発見するよう努めていかなければならない。</p> <p>(略)</p>
<p><b>第 4 節 リスク・アプローチに基づく監査の実施</b></p> <p>企業の会計監査においては、リスク・アプローチに基づく監査が実施されている。リスク・アプローチの考え方は、財務諸表に重要な虚偽の表示が行われる可能性の要因に着目し、その評価を通じて実施する監査手続やその実施の時期及び範囲を決定することにより、より効果的かつ効率的な監査を実現しようとするものである。このような、効果的かつ効率的な監査の実施は、地方独立行政法人の会計監査においても当然に求められるところであり、地方独立行政法人の会計監査人は、リスク・アプローチに基づき、より効果的かつ効率的な監査を実施することが求められる。</p> <p>なお、リスク・アプローチの基本的枠組みにおいては、</p>	<p><b>第 4 節 リスク・アプローチに基づく監査の実施</b></p> <p>企業の会計監査においては、リスク・アプローチに基づく監査が実施されている。リスク・アプローチの考え方は、財務諸表に重要な虚偽の表示が行われる可能性の要因に着目し、その評価を通じて実施する監査手続やその実施の時期及び範囲を決定することにより、より効果的かつ効率的な監査を実現しようとするものである。このような、効果的かつ効率的な監査の実施は、地方独立行政法人の会計監査においても当然に求められるところであり、地方独立行政法人の会計監査人は、リスク・アプローチに基づき、より効果的かつ効率的な監査を実施することが求められる。</p> <p>なお、リスク・アプローチの基本的枠組みにおいては、</p>	<p><b>第 4 節 リスク・アプローチに基づく監査の実施</b></p> <p>企業の会計監査においては、リスク・アプローチに基づく監査が実施されている。リスク・アプローチの考え方は、財務諸表に重要な虚偽の表示が行われる可能性の要因に着目し、その評価を通じて実施する監査手続やその実施の時期及び範囲を決定することにより、より効果的かつ効率的な監査を実現しようとするものである。このような、効果的かつ効率的な監査の実施は、独立行政法人の会計監査においても当然に求められるところであり、独立行政法人の会計監査人は、リスク・アプローチに基づき、より効果的かつ効率的な監査を実施することが求められる。</p> <p>なお、リスク・アプローチの基本的枠組みにおいては、</p>	<p><b>第 4 節 リスク・アプローチに基づく監査の実施</b></p> <p>企業の会計監査においては、リスク・アプローチに基づく監査が実施されている。リスク・アプローチの考え方は、財務諸表に重要な虚偽の表示が行われる可能性の要因に着目し、その評価を通じて実施する監査手続やその実施の時期及び範囲を決定することにより、より効果的かつ効率的な監査を実現しようとするものである。このような、効果的かつ効率的な監査の実施は、独立行政法人の会計監査においても当然に求められるところであり、独立行政法人の会計監査人は、リスク・アプローチに基づき、より効果的かつ効率的な監査を実施することが求められる。</p> <p>なお、リスク・アプローチの基本的枠組みにおいては、</p>

監査上のリスクは、次のリスクで構成される。

- ① 監査リスク：会計監査人が、財務諸表等の重要な虚偽の表示を看過して誤った意見を形成する可能性をいう。監査リスクは、重要な虚偽表示のリスクと発見リスクの二つから構成される。
- ② 重要な虚偽表示のリスク：監査が実施されていない状態で、財務諸表等に重要な虚偽の表示が存在するリスクをいい、誤謬による重要な虚偽表示のリスクと不正による重要な虚偽表示のリスクがある。
- ③ 発見リスク：虚偽の表示が存在し、その虚偽の表示が個別に又は他の虚偽の表示と集計して重要になり得る場合に、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために会計監査人が監査手続を実施してもなお発見できないリスクをいう。

さらに、重要な虚偽表示のリスクは財務諸表等項目レベルにおいて、以下の二つの要素で構成される。

- ① 固有リスク：関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、取引種類、勘定残高及び注記事項に係る監査要点に、個別に又は他の虚偽の表示と集計すると重要となる虚偽の表示が行われる可能性をいう。
- ② 統制リスク：取引種類、勘定残高及び注記事項に係る監査要点で発生し、個別に又は他の虚偽の表示と集計すると重要となる虚偽の表示が、地方独立行政法人の内部統制によって防止又は適時に発見・是正されないリスクをいう。

リスク・アプローチに基づく監査の実施においては、監査リスクを合理的に低い水準に抑えることが求められる。このため、地方独立行政法人の会計監査人は、財務諸表等全体レベルと財務諸表等項目レベルの重要な虚偽表示のリスクを評価することにより、虚偽の表示が行われる可能性に応じて、会計監査人が自ら行う監査手続やその実施の時期及び範囲を策定するための基礎となる発見リスクの水準を決定しなければならない。例えば、重要な虚偽表示のリスクが高いと判断したときは、自ら設定した合理的な監査リスクの水準が達成されるように、発見リスクの水準を低く設定し、より詳細な監査手続を実施することが必要となる。また、重要な虚偽表示のリスクが低いと判断したときは、発見リスクを高めに設定し、適度な監査手続により合理的な監査リスクの水準が達成できることになる。このように、重要な虚偽表示のリスクの評価を通じて、発見リスクの水準が決定される。

リスク・アプローチに基づいて監査を実施するために

監査上のリスクは、次のリスクで構成される。

- ① 監査リスク：監査人が、財務諸表等の重要な虚偽表示を看過して誤った意見を形成する可能性をいう。監査リスクは、重要な虚偽表示のリスクと発見リスクの二つから構成される。
- ② 重要な虚偽表示のリスク：監査が実施されていない状態で、財務諸表等に重要な虚偽表示が存在するリスクをいう。
- ③ 発見リスク：虚偽表示が存在し、その虚偽表示が個別に又は他の虚偽表示と集計して重要になり得る場合に、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために監査人が監査手続を実施してもなお発見できないリスクをいう。

さらに、重要な虚偽表示のリスクはアサーション・レベルにおいて、以下の二つの要素で構成される。

- ① 固有リスク：関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、取引種類、勘定残高、開示等に係るアサーションに、個別に又は他の虚偽表示と集計すると重要となる虚偽表示が行われる可能性をいう。
- ② 統制リスク：取引種類、勘定残高又は開示等に係るアサーションで発生し、個別に又は他の虚偽表示と集計すると重要となる虚偽表示が、地方独立行政法人の内部統制によって防止又は適時に発見・是正されないリスクをいう。

リスク・アプローチに基づく監査の実施においては、監査リスクを合理的に低い水準に抑えることが求められる。このため、地方独立行政法人の会計監査人は、財務諸表等全体レベルとアサーション・レベルの重要な虚偽表示のリスクを評価することにより、虚偽表示が行われる可能性に応じて、会計監査人が自ら行う監査手続やその実施の時期及び範囲を策定するための基礎となる発見リスクの水準を決定しなければならない。例えば、重要な虚偽表示のリスクが高いと判断したときは、自ら設定した合理的な監査リスクの水準が達成されるように発見リスクの水準を低く設定し、より詳細な監査手続を実施することが必要となる。また、重要な虚偽表示のリスクが低いと判断したときは、発見リスクを高めに設定し、適度な監査手続により合理的な監査リスクの水準が達成できることになる。このように、重要な虚偽表示のリスクの評価を通じて、発見リスクの水準が決定される。

リスク・アプローチに基づいて監査を実施するために

監査上のリスクは、次のリスクで構成される。

- ① 監査リスク：会計監査人が、財務諸表等の重要な虚偽の表示を看過して誤った意見を形成する可能性をいう。監査リスクは、重要な虚偽表示のリスクと発見リスクの二つから構成される。
- ② 重要な虚偽表示のリスク：監査が実施されていない状態で、財務諸表等に重要な虚偽の表示が存在するリスクをいい、誤謬による重要な虚偽表示のリスクと不正による重要な虚偽表示のリスクがある。
- ③ 発見リスク：虚偽の表示が存在し、その虚偽の表示が個別に又は他の虚偽の表示と集計して重要になり得る場合に、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために会計監査人が監査手続を実施してもなお発見できないリスクをいう。

さらに、重要な虚偽表示のリスクは財務諸表等項目レベルにおいて、以下の二つの要素で構成される。

- ① 固有リスク：関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、取引種類、勘定残高及び注記事項に係る監査要点に、個別に又は他の虚偽の表示と集計すると重要となる虚偽の表示が行われる可能性をいう。
- ② 統制リスク：取引種類、勘定残高及び注記事項に係る監査要点で発生し、個別に又は他の虚偽の表示と集計すると重要となる虚偽の表示が、独立行政法人の内部統制によって防止又は適時に発見・是正されないリスクをいう。

リスク・アプローチに基づく監査の実施においては、監査リスクを合理的に低い水準に抑えることが求められる。このため、独立行政法人の会計監査人は、財務諸表等全体レベルと財務諸表等項目レベルの重要な虚偽表示のリスクを評価することにより、虚偽の表示が行われる可能性に応じて、会計監査人が自ら行う監査手続やその実施の時期及び範囲を策定するための基礎となる発見リスクの水準を決定しなければならない。例えば、重要な虚偽表示のリスクが高いと判断したときは、自ら設定した合理的な監査リスクの水準が達成されるように、発見リスクの水準を低く設定し、より詳細な監査手続を実施することが必要となる。また、重要な虚偽表示のリスクが低いと判断したときは、発見リスクを高めに設定し、適度な監査手続により合理的な監査リスクの水準が達成できることになる。このように、重要な虚偽表示のリスクの評価を通じて、発見リスクの水準が決定される。

リスク・アプローチに基づいて監査を実施するために

監査上のリスクは、次のリスクで構成される。

- ① 監査リスク：監査人が、財務諸表等の重要な虚偽表示を看過して誤った意見を形成する可能性をいう。監査リスクは、重要な虚偽表示のリスクと発見リスクの二つから構成される。
- ② 重要な虚偽表示のリスク：監査が実施されていない状態で、財務諸表等に重要な虚偽表示が存在するリスクをいう。
- ③ 発見リスク：虚偽表示が存在し、その虚偽表示が個別に又は他の虚偽表示と集計して重要になり得る場合に、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために監査人が監査手続を実施してもなお発見できないリスクをいう。

さらに、重要な虚偽表示のリスクはアサーション・レベルにおいて、以下の二つの要素で構成される。

- ① 固有リスク：関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、取引種類、勘定残高、開示等に係るアサーションに、個別に又は他の虚偽表示と集計すると重要となる虚偽表示が行われる可能性をいう。
- ② 統制リスク：取引種類、勘定残高又は開示等に係るアサーションで発生し、個別に又は他の虚偽表示と集計すると重要となる虚偽表示が、独立行政法人の内部統制によって防止又は適時に発見・是正されないリスクをいう。

リスク・アプローチに基づく監査の実施においては、監査リスクを合理的に低い水準に抑えることが求められる。このため、独立行政法人の会計監査人は、財務諸表等全体レベルとアサーション・レベルの重要な虚偽表示のリスクを評価することにより、虚偽表示が行われる可能性に応じて、会計監査人が自ら行う監査手続やその実施の時期及び範囲を策定するための基礎となる発見リスクの水準を決定しなければならない。例えば、重要な虚偽表示のリスクが高いと判断したときは、自ら設定した合理的な監査リスクの水準が達成されるように発見リスクの水準を低く設定し、より詳細な監査手続を実施することが必要となる。また、重要な虚偽表示のリスクが低いと判断したときは、発見リスクを高めに設定し、適度な監査手続により合理的な監査リスクの水準が達成できることになる。このように、重要な虚偽表示のリスクの評価を通じて、発見リスクの水準が決定される。

リスク・アプローチに基づいて監査を実施するために

<p>は、会計監査人による各リスクの評価が決定的に重要となる。このため、地方独立行政法人の会計監査人は、地方独立行政法人の会計処理と関連を有する法令の規定に関する情報、地方独立行政法人の中期目標等、中期計画等及び年度計画等の計画に関する情報、地方独立行政法人の組織や人的構成、内部統制の機能<u>その他地方独立行政法人の業務運営に関わる情報</u>を入手することが必要となる。</p>	<p>は、会計監査人による各リスクの評価が決定的に重要となる。このため、地方独立行政法人の会計監査人は、地方独立行政法人の会計処理と関連を有する法令の規定に関する情報、地方独立行政法人の中期目標等、中期計画等及び年度計画等の計画に関する情報、地方独立行政法人の組織や人的構成、内部統制の機能<u>その他の情報</u>を入手することが必要となる。</p>	<p>は、会計監査人による各リスクの評価が決定的に重要となる。このため、独立行政法人の会計監査人は、独立行政法人の会計処理と関連を有する独立行政法人設立根拠法等の法令の規定に関する情報、独立行政法人の中期目標等、中期計画等及び年度計画等の計画に関する情報、独立行政法人の組織や人的構成、内部統制の機能<u>その他独立行政法人の業務運営に関わる情報</u>を入手することが必要となる。</p>	<p>は、会計監査人による各リスクの評価が決定的に重要となる。このため、独立行政法人の会計監査人は、独立行政法人の会計処理と関連を有する独立行政法人設立根拠法等の法令の規定に関する情報、独立行政法人の中期目標等、中期計画等及び年度計画等の計画に関する情報、独立行政法人の組織や人的構成、内部統制の機能<u>その他の情報</u>を入手することが必要となる。</p>
<p><b>第5節 会計監査人の監査における重要性の判断</b> (略)</p> <p>もともと、地方独立行政法人の会計監査の目的は、財務諸表等の正確性の証明、<u>全て</u>の誤謬等の発見にあるわけではなく、また、重要性の判断基準について、地方独立行政法人の会計監査の<u>全て</u>に妥当するような一般的かつ客観的な具体的基準を示すことは、地方独立行政法人の規模、形態等の多様性、あるいは判断に当たって検討すべき諸条件の複雑さから、事実上極めて困難であり、画一的な基準設定はむしろ問題を生む恐れがあると考えられる。 (略)</p>	<p><b>第5節 会計監査人の監査における重要性の判断</b> (略)</p> <p>もともと、地方独立行政法人の会計監査の目的は、財務諸表等の正確性の証明、<u>すべて</u>の誤謬等の発見にあるわけではなく、また、重要性の判断基準について、地方独立行政法人の会計監査の<u>すべて</u>に妥当するような一般的かつ客観的な具体的基準を示すことは、地方独立行政法人の規模、形態等の多様性、あるいは判断に当たって検討すべき諸条件の複雑さから、事実上極めて困難であり、画一的な基準設定はむしろ問題を生む恐れがあると考えられる。 (略)</p>	<p><b>第5節 会計監査人の監査における重要性の判断</b> (略)</p> <p>もともと、独立行政法人の会計監査の目的は、財務諸表等の正確性の証明、<u>全て</u>の誤謬等の発見にあるわけではなく、また、重要性の判断基準について、独立行政法人の会計監査の<u>全て</u>に妥当するような一般的かつ客観的な具体的基準を示すことは、独立行政法人の規模、形態等の多様性、あるいは判断に当たって検討すべき諸条件の複雑さから、事実上極めて困難であり、画一的な基準設定はむしろ問題を生む恐れがあると考えられる。 (略)</p>	<p><b>第5節 会計監査人の監査における重要性の判断</b> (略)</p> <p>もともと、独立行政法人の会計監査の目的は、財務諸表等の正確性の証明、<u>すべて</u>の誤謬等の発見にあるわけではなく、また、重要性の判断基準について、独立行政法人の会計監査の<u>すべて</u>に妥当するような一般的かつ客観的な具体的基準を示すことは、独立行政法人の規模、形態等の多様性、あるいは判断に当たって検討すべき諸条件の複雑さから、事実上極めて困難であり、画一的な基準設定はむしろ問題を生む恐れがあると考えられる。 (略)</p>
<p><b>第6節 会計監査人の監査における経済性及び効率性等の視点</b></p> <p>地方独立行政法人制度の特徴は、法人に自主的、自律的な業務運営を行わせるとともに、業務の実績について適切な事後評価を行うことにより、住民のニーズに即応した効率的かつ効果的な行政サービスの提供等を実現することにある。また、地方独立行政法人は、必ずしも利益の獲得を目的としていない、事務・事業の運営には公的な資金が使用されているといった特質を有している。このため、地方独立行政法人の事務・事業が効率的かつ効果的に実施されたかについては、設立団体の長を<u>始め</u>とする関係者及び住民の重要な関心事項である。 (略)</p> <p>しかしながら、地方独立行政法人の事務・事業が効率的かつ効果的に実施されたかについては、設立団体の長を<u>始め</u>とする関係者及び住民の重要な関心事項であり、非効率的な取引等については、会計監査人により指摘されることを期待しているものとする。このため、地方独立行政法人の会計監査人は、財務諸表等監査の実施過程において、非効率的な取引等を発見した場合は、理事長及び監事並びに理事長を経由して設立団体の長に報告を行うなど、適切に対応しなければならない。また、会計監査人には、財務諸表等監査の実施過程において、地方独立行政法人の非効率的な取引等の発見に努めることが期待されているもの</p>	<p><b>第6節 会計監査人の監査における経済性及び効率性等の視点</b></p> <p>地方独立行政法人制度の特徴は、法人に自主的、自律的な業務運営を行わせるとともに、業務の実績について適切な事後評価を行うことにより、<u>住民</u>のニーズに即応した効率的かつ効果的な行政サービスの提供等を実現することにある。また、地方独立行政法人は、必ずしも利益の獲得を目的としていない、事務・事業の運営には公的な資金が使用されているといった特質を有している。このため、地方独立行政法人の事務・事業が効率的かつ効果的に実施されたかについては、<u>設立団体の長</u>を<u>はじめ</u>とする関係者及び<u>住民</u>の重要な関心事項である。 (略)</p> <p>しかしながら、地方独立行政法人の事務・事業が効率的かつ効果的に実施されたかについては、<u>設立団体の長</u>を<u>はじめ</u>とする関係者及び<u>住民</u>の重要な関心事項であり、非効率的な取引等については、会計監査人により指摘されることを期待しているものとする。このため、地方独立行政法人の会計監査人は、財務諸表等監査の実施過程において、非効率的な取引等を発見した場合は、<u>理事長</u>及び監事並びに<u>理事長</u>を経由して<u>設立団体の長</u>に報告を行うなど、適切に対応しなければならない。また、会計監査人には、財務諸表等監査の実施過程において、地方独立行政法人の非効率的な取引等の発見に努めることが期待されているもの</p>	<p><b>第6節 会計監査人の監査における経済性及び効率性等の視点</b></p> <p>独立行政法人制度の特徴は、法人に自主的、自律的な業務運営を行わせるとともに、業務の実績について適切な事後評価を行うことにより、国民のニーズに即応した効果的かつ効率的な行政サービスの提供等を実現することにある。また、独立行政法人は、必ずしも利益の獲得を目的としていない、事務・事業の運営には公的な資金が使用されているといった特質を有している。このため、独立行政法人の事務・事業が効果的かつ効率的に実施されたかについては、主務大臣を<u>始め</u>とする関係者及び国民の重要な関心事項である。 (略)</p> <p>しかしながら、独立行政法人の事務・事業が効果的かつ効率的に実施されたかについては、主務大臣を<u>始め</u>とする関係者及び国民の重要な関心事項であり、非効率的な取引等については、会計監査人により指摘されることを期待しているものとする。このため、独立行政法人の会計監査人は、財務諸表等監査の実施過程において、非効率的な取引等を発見した場合は、独立行政法人の長及び監事並びに独立行政法人の長を経由して主務大臣に報告を行うなど、適切に対応しなければならない。また、会計監査人には、財務諸表等監査の実施過程において、独立行政法人の非効率的な取引等の発見に努めることが期待されているもの</p>	<p><b>第6節 会計監査人の監査における経済性及び効率性等の視点</b></p> <p>独立行政法人制度の特徴は、法人に自主的、自律的な業務運営を行わせるとともに、業務の実績について適切な事後評価を行うことにより、<u>国民</u>のニーズに即応した効果的かつ効率的な行政サービスの提供等を実現することにある。また、独立行政法人は、必ずしも利益の獲得を目的としていない、事務・事業の運営には公的な資金が使用されているといった特質を有している。このため、独立行政法人の事務・事業が効果的かつ効率的に実施されたかについては、<u>主務大臣</u>を<u>はじめ</u>とする関係者及び<u>国民</u>の重要な関心事項である。 (略)</p> <p>しかしながら、独立行政法人の事務・事業が効果的かつ効率的に実施されたかについては、<u>主務大臣</u>を<u>はじめ</u>とする関係者及び<u>国民</u>の重要な関心事項であり、非効率的な取引等については、会計監査人により指摘されることを期待しているものとする。このため、独立行政法人の会計監査人は、財務諸表等監査の実施過程において、非効率的な取引等を発見した場合は、<u>独立行政法人の長</u>及び監事並びに<u>独立行政法人の長</u>を経由して<u>主務大臣</u>に報告を行うなど、適切に対応しなければならない。また、会計監査人には、財務諸表等監査の実施過程において、独立行政法人の非効率的な取引等の発見に努めることが期待されているもの</p>

<p>と考える。</p> <p>なお、公立大学法人にあっては、監査の実施過程で上記の非効率的な取引等の発生又は存在の可能性に気付いた場合には、専門家の意見の聴取等の適切な手続を実施し、教育研究の特性にも配慮してその妥当性を判断する必要がある。</p>	<p>ものと考え。</p> <p>なお、公立大学法人にあっては、監査の実施過程で上記の非効率的な取引等の発生又は存在の可能性に気付いた場合には、専門家の意見の聴取等の適切な手続を実施し、教育研究の特性にも配慮してその妥当性を判断する必要がある。</p>	<p>と考える。</p>	<p>ものと考え。</p>
<p><b>第7節 会計監査契約</b></p> <p>会計監査人は、法第36条の規定により設立団体の長に選任され、法により、以下の地位（職務、権限、義務、責任）が定められている。</p> <p>(略)</p> <p>○ 法第35条第3項の規定による被監査地方独立行政法人<b>若しくは</b>子法人の業務及び財産状況の調査権</p> <p>(略)</p>	<p><b>第7節 会計監査契約</b></p> <p>会計監査人は、<b>法第36条</b>の規定により<b>設立団体の長</b>に選任され、法により、以下の地位（職務、権限、義務、責任）が定められている。</p> <p>(略)</p> <p>○ <b>法第35条第3項</b>の規定による被監査地方独立行政法人<b>もしくは</b>子法人の業務及び財産状況の調査権</p> <p>(略)</p>	<p><b>第7節 会計監査契約</b></p> <p>会計監査人は、通則法第40条の規定により主務大臣に選任され、同法により、以下の地位（職務、権限、義務、責任）が定められている。</p> <p>(略)</p> <p>○ 同法第39条第3項の規定による被監査独立行政法人<b>若しくは</b>子法人の業務及び財産状況の調査権</p> <p>(略)</p>	<p><b>第7節 会計監査契約</b></p> <p>会計監査人は、<b>通則法第40条</b>の規定により<b>主務大臣</b>に選任され、同法により、以下の地位（職務、権限、義務、責任）が定められている。</p> <p>(略)</p> <p>○ <b>同法第39条第3項</b>の規定による被監査独立行政法人<b>もしくは</b>子法人の業務及び財産状況の調査権</p> <p>(略)</p>
<p><b>第2章 監査の前提条件</b></p> <p><b>第1節 内部統制</b></p> <p>(略)</p> <p>なお、内部統制の確立、維持自体は、理事長の責任において行うべきものである。会計監査人は、監査の効率化や監査リスクの判断に内部統制を活用するだけであって、内部統制の確立、維持は会計監査人の責務ではない。しかし、内部統制の有効性が監査の方法や結果に重要な影響を及ぼすことから、会計監査人は地方独立行政法人の内部統制に重大なる関心を持つことが必要であり、監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を、適時に、理事長（理事長に直接報告することが適切でない場合を除く。）及び監事に報告しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p><b>第2節 二重責任の原則 (略)</b></p> <p><b>第3節 監査日程の十分な確保 (略)</b></p>	<p><b>第2章 監査の前提条件</b></p> <p><b>第1節 内部統制</b></p> <p>(略)</p> <p>なお、内部統制の確立、維持自体は、<b>理事長</b>の責任において行うべきものである。会計監査人は、監査の効率化や監査リスクの判断に内部統制を活用するだけであって、内部統制の確立、維持は会計監査人の責務ではない。しかし、内部統制の有効性が監査の方法や結果に重要な影響を及ぼすことから、会計監査人は<b>地方独立行政法人</b>の内部統制に重大なる関心を持つことが必要であり、監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を、適時に、<b>書面により理事長</b>（理事長に直接報告することが適切でない場合を除く。）及び監事に報告しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p><b>第2節 二重責任の原則 (略)</b></p> <p><b>第3節 監査日程の十分な確保 (略)</b></p>	<p><b>第2章 監査の前提条件</b></p> <p><b>第1節 内部統制</b></p> <p>(略)</p> <p>なお、内部統制の確立、維持自体は、独立行政法人の長の責任において行うべきものである。会計監査人は、監査の効率化や監査リスクの判断に内部統制を活用するだけであって、内部統制の確立、維持は会計監査人の責務ではない。しかし、内部統制の有効性が監査の方法や結果に重要な影響を及ぼすことから、会計監査人は独立行政法人の内部統制に重大なる関心を持つことが必要であり、監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を、適時に、法人の長（法人の長に直接報告することが適切でない場合を除く。）及び監事に報告しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p><b>第2節 二重責任の原則 (略)</b></p> <p><b>第3節 監査日程の十分な確保 (略)</b></p>	<p><b>第2章 監査の前提条件</b></p> <p><b>第1節 内部統制</b></p> <p>(略)</p> <p>なお、内部統制の確立、維持自体は、<b>独立行政法人の長</b>の責任において行うべきものである。会計監査人は、監査の効率化や監査リスクの判断に内部統制を活用するだけであって、内部統制の確立、維持は会計監査人の責務ではない。しかし、内部統制の有効性が監査の方法や結果に重要な影響を及ぼすことから、会計監査人は<b>独立行政法人</b>の内部統制に重大なる関心を持つことが必要であり、監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を、適時に、<b>書面により法人の長</b>（法人の長に直接報告することが適切でない場合を除く。）及び監事に報告しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p><b>第2節 二重責任の原則 (略)</b></p> <p><b>第3節 監査日程の十分な確保 (略)</b></p>
<p><b>第3章 地方独立行政法人の特性に基づく監査</b></p> <p><b>第1節 (略)</b></p> <p><b>第2節 連結財務諸表監査</b></p> <p>(略)</p> <p>関連公益法人等については、附属明細書による情報開示に止まり、連結の範囲に含まれないことから、関連公益法人等の財務諸表監査は実施しないこととする。なお、会計</p>	<p><b>第3章 地方独立行政法人の特性に基づく監査</b></p> <p><b>第1節 (略)</b></p> <p><b>第2節 連結財務諸表監査</b></p> <p>(略)</p> <p>関連公益法人等については、附属明細書による情報開示に止まり、連結の範囲に含まれないことから、関連公益法人等の財務諸表監査は実施しないこととする。なお、会計</p>	<p><b>第3章 独立行政法人の特性に基づく監査</b></p> <p><b>第1節 (略)</b></p> <p><b>第3節 連結財務諸表監査</b></p> <p>(略)</p> <p><b>(削除)</b></p>	<p><b>第3章 独立行政法人の特性に基づく監査</b></p> <p><b>第1節 (略)</b></p> <p><b>第2節 連結財務諸表監査</b></p> <p>(略)</p> <p>関連公益法人等については、附属明細書による情報開示に止まり、連結の範囲に含まれないことから、関連公益法人等の財務諸表監査は実施しないこととする。なお、会計</p>

<p>監査人は、附属明細書記載事項のうち、地方独立行政法人の財務諸表により確認可能な事項については監査上の責任を有するが、関連公益法人等の計算書類等によらなければ確認することが困難な事項については、会計監査人の責任外であり、監査報告書において、その旨を<b>明らか</b>にする必要がある。</p> <p>(略)</p>	<p>監査人は、附属明細書記載事項のうち、地方独立行政法人の財務諸表により確認可能な事項については監査上の責任を有するが、関連公益法人等の計算書類等によらなければ確認することが困難な事項については、会計監査人の責任外であり、監査報告書において、その旨を<b>明か</b>にする必要がある。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>監査人は、附属明細書記載事項のうち、独立行政法人の財務諸表により確認可能な事項については監査上の責任を有するが、関連公益法人等の計算書類等によらなければ確認することが困難な事項については、会計監査人の責任外であり、監査報告書において、その旨を<b>明か</b>にする必要がある。</p> <p>(略)</p>
<p><b>第4章 会計監査人の独立性</b></p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p><b>第3節 被監査地方独立行政法人の設立団体の長（公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会）との関係について</b></p> <p>前節で述べた<b>とおり</b>、会計監査人は、被監査地方独立行政法人の設立団体の長（公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会）との関係においては、被監査地方独立行政法人との関係におけるような独立性の問題は存在しない。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第4章 会計監査人の独立性</b></p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p><b>第3節 被監査地方独立行政法人の設立団体の長（公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会）との関係について</b></p> <p>前節で述べた<b>通り</b>、会計監査人は、被監査地方独立行政法人の<b>設立団体の長（公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会）</b>との関係においては、被監査地方独立行政法人との関係におけるような独立性の問題は存在しない。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第4章 会計監査人の独立性</b></p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p><b>第3節 被監査独立行政法人の主務大臣との関係について</b></p> <p>前節で述べた<b>とおり</b>、会計監査人は、被監査独立行政法人の主務大臣との関係においては、被監査独立行政法人との関係におけるような独立性の問題は存在しない。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第4章 会計監査人の独立性</b></p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p><b>第3節 被監査独立行政法人の主務大臣との関係について</b></p> <p>前節で述べた<b>通り</b>、会計監査人は、被監査独立行政法人の<b>主務大臣</b>との関係においては、被監査独立行政法人との関係におけるような独立性の問題は存在しない。</p> <p>(略)</p>
<p><b>第4節 監査責任者の交替について</b></p> <p>企業会計の監査ルールでは、大会社等に対する会計監査には、会計監査人の独立性及び監査の品質管理の一層の厳格化が求められることから、監査責任者の交替のルールが公認会計士法に定められている。</p> <p>このような観点は、公的な主体である地方独立行政法人の会計監査においても同様であり、同一の者が、長期間に<b>わたって</b>同一地方独立行政法人の会計監査を担当することは適切ではないことから、監査責任者の交替ルールを定める必要がある。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第4節 監査責任者の交替について</b></p> <p>企業会計の監査ルールでは、大会社等に対する会計監査には、会計監査人の独立性及び監査の品質管理の一層の厳格化が求められることから、監査責任者の交替のルールが公認会計士法に定められている。</p> <p>このような観点は、公的な主体である地方独立行政法人の会計監査においても同様であり、同一の者が、長期間に<b>亘って</b>同一地方独立行政法人の会計監査を担当することは適切ではないことから、監査責任者の交替ルールを定める必要がある。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第4節 監査責任者の交替について</b></p> <p>企業会計の監査ルールでは、大会社等に対する会計監査には、会計監査人の独立性及び監査の品質管理の一層の厳格化が求められることから、監査責任者の交替のルールが公認会計士法に定められている。</p> <p>このような観点は、公的な主体である独立行政法人の会計監査においても同様であり、同一の者が、長期間に<b>わたって</b>同一独立行政法人の会計監査を担当することは適切ではないことから、監査責任者の交替ルールを定める必要がある。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第4節 監査責任者の交替について</b></p> <p>企業会計の監査ルールでは、大会社等に対する会計監査には、会計監査人の独立性及び監査の品質管理の一層の厳格化が求められることから、監査責任者の交替のルールが公認会計士法に定められている。</p> <p>このような観点は、公的な主体である独立行政法人の会計監査においても同様であり、同一の者が、長期間に<b>亘って</b>同一独立行政法人の会計監査を担当することは適切ではないことから、監査責任者の交替ルールを定める必要がある。</p> <p>(略)</p>
<p><b>第5章 会計監査人の地位（職務、権限、義務、責任）</b></p> <p><b>第1節 会計監査人の職務</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 会計監査人と設立団体の長（公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会）との関係について</p>	<p><b>第5章 会計監査人の地位（職務、権限、義務、責任）</b></p> <p><b>第1節 会計監査人の職務</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 会計監査人と<b>設立団体の長（公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会）</b>との関係について</p>	<p><b>第5章 会計監査人の地位（職務、権限、義務、責任）</b></p> <p><b>第1節 会計監査人の職務</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 会計監査人と主務大臣との関係について</p>	<p><b>第5章 会計監査人の地位（職務、権限、義務、責任）</b></p> <p><b>第1節 会計監査人の職務</b></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 会計監査人と<b>主務大臣</b>との関係について</p>

<p>(略)</p> <p>① 株式会社の場合、原則として<b>定時株主総会</b>で<b>計算書類</b>の承認を得ることとされているが、会社法第 398 条第 2 項の規定に基づき<b>定時株主総会</b>の決議があったときは、会計監査人は、<b>定時株主総会</b>に出席して意見を述べなければならない。この場合、公認会計士の守秘義務は解除されるものと解されている。地方独立行政法人においても、設立団体の長から財務諸表の承認を受けることとされている。また、会計監査人は、株式会社では株主総会で選任されるのに対し、地方独立行政法人では設立団体の長が選任することとされている。</p> <p>したがって、少なくとも財務諸表の承認に関しては、会計監査人が設立団体の長(公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会)に対して情報提供を行うことに正当な理由があると解するべきである。</p> <p>② (略)</p> <p>地方独立行政法人制度においては、会社法第 398 条に相当する規定が存在しないため、法令の解釈に関する無用のリスクを回避する観点から、上記の趣旨を踏まえて、会計監査契約において<b>あらかじめ</b>合意しておく必要がある。具体的には、設立団体の長(公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会)から法令に規定された権限の行使のために必要があるとして求められた場合、又はこの監査基準において設立団体の長に報告すべきことが求められている場合には、会計監査人が設立団体の長(公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会)に対し業務上知り得た被監査地方独立行政法人の情報を提供することについて、包括的に同意しておくべきである。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>① 株式会社の場合、原則として<b>定時総会</b>で<b>財務諸表</b>の承認を得ることとされているが、会社法第 398 条第 2 項の規定に基づき<b>定時総会</b>の決議があったときは、会計監査人は、<b>定時総会</b>に出席して意見を述べなければならない。この場合、公認会計士の守秘義務は解除されるものと解されている。地方独立行政法人においても、<b>設立団体の長</b>から財務諸表の承認を受けることとされている。また、会計監査人は、株式会社では株主総会で選任されるのに対し、地方独立行政法人では<b>設立団体の長</b>が選任することとされている。</p> <p>したがって、少なくとも財務諸表の承認に関しては、会計監査人が<b>設立団体の長(公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会)</b>に対して情報提供を行うことに正当な理由があると解するべきである。</p> <p>② (略)</p> <p>地方独立行政法人制度においては、会社法第 398 条に相当する規定が存在しないため、法令の解釈に関する無用のリスクを回避する観点から、上記の趣旨を踏まえて、会計監査契約において<b>予め</b>合意しておく必要がある。具体的には、<b>設立団体の長(公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会)</b>から法令に規定された権限の行使のために必要があるとして求められた場合、又はこの監査基準において<b>設立団体の長</b>に報告すべきことが求められている場合には、会計監査人が<b>設立団体の長(公立大学法人においては設立団体の長及び地方独立行政法人評価委員会)</b>に対し業務上知り得た被監査地方独立行政法人の情報を提供することについて、包括的に同意しておくべきである。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>① 株式会社の場合、原則として<b>定時株主総会</b>で<b>計算書類</b>の承認を得ることとされているが、会社法第 398 条第 2 項の規定に基づき<b>定時株主総会</b>の決議があったときは、会計監査人は、<b>定時株主総会</b>に出席して意見を述べなければならない。この場合、公認会計士の守秘義務は解除されるものと解されている。独立行政法人においても、主務大臣から財務諸表の承認を受けることとされている。また、会計監査人は、株式会社では株主総会で選任されるのに対し、独立行政法人では主務大臣が選任することとされている。</p> <p>したがって、少なくとも財務諸表の承認に関しては、会計監査人が主務大臣に対して情報提供を行うことに正当な理由があると解するべきである。</p> <p>② (略)</p> <p>独立行政法人制度においては、会社法第 398 条に相当する規定が存在しないため、法令の解釈に関する無用のリスクを回避する観点から、上記の趣旨を踏まえて、会計監査契約において<b>あらかじめ</b>合意しておく必要がある。具体的には、主務大臣から法令に規定された権限の行使のために必要があるとして求められた場合、又はこの監査基準において主務大臣に報告すべきことが求められている場合には、会計監査人が主務大臣に対し業務上知り得た被監査独立行政法人の情報を提供することについて、包括的に同意しておくべきである。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>① 株式会社の場合、原則として<b>定時総会</b>で<b>財務諸表</b>の承認を得ることとされているが、会社法第 398 条第 2 項の規定に基づき<b>定時総会</b>の決議があったときは、会計監査人は、<b>定時総会</b>に出席して意見を述べなければならない。この場合、公認会計士の守秘義務は解除されるものと解されている。独立行政法人においても、<b>主務大臣</b>から財務諸表の承認を受けることとされている。また、会計監査人は、株式会社では株主総会で選任されるのに対し、独立行政法人では<b>主務大臣</b>が選任することとされている。</p> <p>したがって、少なくとも財務諸表の承認に関しては、会計監査人が<b>主務大臣</b>に対して情報提供を行うことに正当な理由があると解するべきである。</p> <p>② (略)</p> <p>独立行政法人制度においては、会社法第 398 条に相当する規定が存在しないため、法令の解釈に関する無用のリスクを回避する観点から、上記の趣旨を踏まえて、会計監査契約において<b>予め</b>合意しておく必要がある。具体的には、<b>主務大臣</b>から法令に規定された権限の行使のために必要があるとして求められた場合、又はこの監査基準において<b>主務大臣</b>に報告すべきことが求められている場合には、会計監査人が<b>主務大臣</b>に対し業務上知り得た被監査独立行政法人の情報を提供することについて、包括的に同意しておくべきである。</p> <p>(略)</p>
<p><b>第 2 節 会計監査人の権限</b></p> <p>地方独立行政法人の会計監査人の権限については、法第 35 条第 2 項及び第 3 項において、会計監査人は、いつでも、地方独立行政法人の会計帳簿及び書類の閲覧<b>若しくは</b>謄写をし、又は役員(監事を除く。)及び職員に対して会計に関する報告を求めること、また、連結財務諸表監査における会計監査人による特定関連会社の監査を行うことができることが規定されている。なお、特定関連会社及び関連会社の監査は、連結財務諸表の適正性を保証する上で必要</p>	<p><b>第 2 節 会計監査人の権限</b></p> <p>地方独立行政法人の会計監査人の権限については、<b>法第 35 条</b>第 2 項及び第 3 項において、会計監査人は、いつでも、地方独立行政法人の会計帳簿及び書類の閲覧<b>もしくは</b>謄写をし、又は役員(監事を除く。)及び職員に対して会計に関する報告を求めること、また、連結財務諸表監査における会計監査人による特定関連会社の監査を行うことができることが規定されている。なお、特定関連会社及び関連会社の監査は、連結財務諸表の適正性を保証する上で必要</p>	<p><b>第 2 節 会計監査人の権限</b></p> <p>独立行政法人の会計監査人の権限については、通則法第 39 条第 2 項及び第 3 項において、会計監査人は、いつでも、独立行政法人の会計帳簿及び書類の閲覧<b>若しくは</b>謄写をし、又は役員(監事を除く。)及び職員に対して会計に関する報告を求めること、また、連結財務諸表監査における会計監査人による特定関連会社の監査を行うことができることが規定されている。なお、特定関連会社及び関連会社の監査は、連結財務諸表の適正性を保証する上で必要</p>	<p><b>第 2 節 会計監査人の権限</b></p> <p>独立行政法人の会計監査人の権限については、<b>通則法第 39 条</b>第 2 項及び第 3 項において、会計監査人は、いつでも、独立行政法人の会計帳簿及び書類の閲覧<b>もしくは</b>謄写をし、又は役員(監事を除く。)及び職員に対して会計に関する報告を求めること、また、連結財務諸表監査における会計監査人による特定関連会社の監査を行うことができることが規定されている。なお、特定関連会社及び関連会社の監査は、連結財務諸表の適正性を保証する上で必要</p>

<p>必要な監査手続であることから、理事長は、法第 35 条第 3 項を踏まえ、特定関連会社が監査に協力するよう措置しなければならない。また、同様の趣旨から、理事長は関連会社に対しても監査に協力するよう措置すべきである。なお、法第 35 条第 4 項の規定に基づく場合を除き、特定関連会社及び関連会社の協力が得られないことにより、会計監査人が監査意見表明のための基礎が得られない場合の責任は、理事長にある。</p> <p>第 3 節・第 4 節 (略)</p>	<p>必要な監査手続であることから、理事長は、法第 35 条第 3 項を踏まえ、特定関連会社が監査に協力するよう措置しなければならない。また、同様の趣旨から、理事長は関連会社に対しても監査に協力するよう措置すべきである。なお、法第 35 条第 4 項の規定に基づく場合を除き、特定関連会社及び関連会社の協力が得られないことにより、会計監査人が監査意見表明のための基礎が得られない場合の責任は、理事長にある。</p> <p>第 3 節・第 4 節 (略)</p>	<p>な監査手続であることから、独立行政法人の長は、通則法第 39 条第 3 項を踏まえ、特定関連会社が監査に協力するよう措置しなければならない。また、同様の趣旨から、独立行政法人の長は関連会社に対しても監査に協力するよう措置すべきである。なお、通則法第 39 条第 4 項の規定に基づく場合を除き、特定関連会社及び関連会社の協力が得られないことにより、会計監査人が監査意見表明のための基礎が得られない場合の責任は、独立行政法人の長にある。</p> <p>第 3 節・第 4 節 (略)</p>	<p>な監査手続であることから、独立行政法人の長は、通則法第 39 条第 3 項を踏まえ、特定関連会社が監査に協力するよう措置しなければならない。また、同様の趣旨から、独立行政法人の長は関連会社に対しても監査に協力するよう措置すべきである。なお、通則法第 39 条第 4 項の規定に基づく場合を除き、特定関連会社及び関連会社の協力が得られないことにより、会計監査人が監査意見表明のための基礎が得られない場合の責任は、独立行政法人の長にある。</p> <p>第 3 節・第 4 節 (略)</p>
<p>第 6 章 地方独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準</p> <p>第 1 節 基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>地方独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準は、会計監査人が、法第 35 条に定める監査を行うに当たって、法令によって強制されなくても、常に遵守すべき性格のものである。また、ここに定める監査の基準は、一般的かつ標準的な監査の基準を示すものであり、ここに定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる監査の基準に従わなければならない。このような準拠すべき監査の基準については、会計監査人が地方独立行政法人との間で会計監査契約を締結するに際して、当該契約に盛り込まれることが望ましい。</p> <p><u>(冒頭の「地方独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂について」へ移動)</u></p>	<p>第 6 章 地方独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準</p> <p>第 1 節 基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>地方独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準は、会計監査人が、法第 35 条に定める監査を行うに当たって、法令によって強制されなくても、常に遵守すべき性格のものである。また、ここに定める監査の基準は、一般的かつ標準的な監査の基準を示すものであり、ここに定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる監査の基準に従わなければならない。このような準拠すべき監査の基準については、会計監査人が地方独立行政法人との間で会計監査契約を締結するに際して、当該契約に盛り込まれることが望ましい。</p> <p><u>地方独立行政法人の監査に関する実務が蓄積されるとともに、公的部門における監査理論がより一層進展することが想定される。この観点から、監査の基準は、今後とも充実と改善を図る必要があり、今後関係者が協議の上で適切に対処することが必要と考える。</u></p>	<p>第 6 章 独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準</p> <p>第 1 節 基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準は、会計監査人が、通則法第 39 条に定める監査を行うに当たって、法令によって強制されなくても、常に遵守すべき性格のものである。また、ここに定める監査の基準は、一般的かつ標準的な監査の基準を示すものであり、ここに定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる監査の基準に従わなければならない。このような準拠すべき監査の基準については、会計監査人が独立行政法人との間で会計監査契約を締結するに際して、当該契約に盛り込まれることが望ましい。</p> <p><u>(冒頭の「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂について」へ移動)</u></p>	<p>第 6 章 独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準</p> <p>第 1 節 基本的な考え方</p> <p>(略)</p> <p>独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準は、会計監査人が、通則法第 39 条に定める監査を行うに当たって、法令によって強制されなくても、常に遵守すべき性格のものである。また、ここに定める監査の基準は、一般的かつ標準的な監査の基準を示すものであり、ここに定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる監査の基準に従わなければならない。このような準拠すべき監査の基準については、会計監査人が独立行政法人との間で会計監査契約を締結するに際して、当該契約に盛り込まれることが望ましい。</p> <p><u>独立行政法人の監査に関する実務が蓄積されるとともに、公的部門における監査理論がより一層進展することが想定される。この観点から、監査の基準は、今後とも充実と改善を図る必要があり、今後関係者が協議の上で適切に対処することが必要と考える。</u></p>
<p>第 2 節 監査の目的</p> <p>1 法第 35 条に定める会計監査人の監査の目的は、理事長が法及び一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に基づき作成した財務諸表等が、地方独立行政法人の財政状態、運営状況等財務運営の状況を <u>全て</u>の重要な点において適正に表示しているかどうかについて、会計監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見等として表明することにある。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第 2 節 監査の目的</p> <p>1 法第 35 条に定める会計監査人の監査の目的は、理事長が法及び一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に基づき作成した財務諸表等が、地方独立行政法人の財政状態、運営状況等財務運営の状況を <u>すべて</u>の重要な点において適正に表示しているかどうかについて、会計監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見等として表明することにある。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第 2 節 監査の目的</p> <p>1 通則法第 39 条に定める会計監査人の監査の目的は、独立行政法人の長が通則法及び一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に基づき作成した財務諸表等が、独立行政法人の財政状態、運営状況等財務運営の状況を <u>全て</u>の重要な点において適正に表示しているかどうかについて、会計監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見等として表明することにある。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第 2 節 監査の目的</p> <p>1 通則法第 39 条に定める会計監査人の監査の目的は、独立行政法人の長が通則法及び一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に基づき作成した財務諸表等が、独立行政法人の財政状態、運営状況等財務運営の状況を <u>すべて</u>の重要な点において適正に表示しているかどうかについて、会計監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見等として表明することにある。</p> <p>2 (略)</p>

<p>第3節 一般基準</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 会計監査人は、監査を行うに当たって、指揮命令の系統及び職務の分担を明らかにし、当該監査に従事する補助者に対して適切な指示、指導及び監督を行わなければならない。また、会計監査人は、自らの組織としても、<u>全ての</u>監査が一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の監査の基準に準拠して適切に実施されるために必要な管理の方針と<u>手続</u>を定め、これらに従って監査が実施されていることを確かめなければならない。</p> <p>9 会計監査人は、業務上知り得た<u>秘密</u>を正当な理由なく他に漏らし、又は無断で使用してはならない。</p> <p>10 (略)</p>	<p>第3節 一般基準</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 会計監査人は、監査を行うに当たって、指揮命令の系統及び職務の分担を明らかにし、当該監査に従事する補助者に対して適切な指示、指導及び監督を行わなければならない。また、会計監査人は、自らの組織としても、<u>すべての</u>監査が一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の監査の基準に準拠して適切に実施されるために必要な管理の方針と<u>手続</u>を定め、これらに従って監査が実施されていることを確かめなければならない。</p> <p>9 会計監査人は、業務上知り得た<u>事項</u>を正当な理由なく他に漏らし、又は無断で使用してはならない。</p> <p>10 (略)</p>	<p>第3節 一般基準</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 会計監査人は、監査を行うに当たって、指揮命令の系統及び職務の分担を明らかにし、当該監査に従事する補助者に対して適切な指示、指導及び監督を行わなければならない。また、会計監査人は、自らの組織としても、<u>全ての</u>監査が一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して適切に実施されるために必要な管理の方針と<u>手続</u>を定め、これらに従って監査が実施されていることを確かめなければならない。</p> <p>9 会計監査人は、業務上知り得た<u>秘密</u>を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。</p> <p>10 (略)</p>	<p>第3節 一般基準</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 会計監査人は、監査を行うに当たって、指揮命令の系統及び職務の分担を明らかにし、当該監査に従事する補助者に対して適切な指示、指導及び監督を行わなければならない。また、会計監査人は、自らの組織としても、<u>すべての</u>監査が一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して適切に実施されるために必要な管理の方針と<u>手続</u>を定め、これらに従って監査が実施されていることを確かめなければならない。</p> <p>9 会計監査人は、業務上知り得た<u>事項</u>を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。</p> <p>10 (略)</p>
<p>第4節 実施基準</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 監査計画の策定</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>会計監査人は、財務諸表等項目に関連した重要な虚偽表示のリスクの評価に当たっては、固有リスク及び統制リスクを分けて評価しなければならない。固有リスクについては、重要な虚偽の表示がもたらされる要因を勘案し、虚偽の表示が生じる可能性と当該虚偽の表示が生じた場合の影響を組み合わせる評価しなければならない。また、</u>会計監査人は、財務諸表等項目に関連して暫定的に評価した重要な虚偽表示のリスクに対応する、内部統制の運用状況の評価手続及び発見リスクの水準に応じた実証手続に係る監査計画を策定し、実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定しなければならない。</p> <p>5 <u>会計監査人は、虚偽の表示が生じる可能性と当該虚偽の表示が生じた場合の金額的及び質的影響の双方を考慮して、固有リスクが最も高い領域に存在すると評価した場合には、そのリスクを特別な検討を必要とするリスクとして取り扱わなければならない。特に、</u>会計監査人は、会計上の見積りや収益認識等の判断に関して財務諸表等に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事項、</p>	<p>第4節 実施基準</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 監査計画の策定</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 会計監査人は、財務諸表等項目に関連して暫定的に評価した重要な虚偽表示のリスクに対応する、内部統制の運用状況の評価手続及び発見リスクの水準に応じた実証手続に係る監査計画を策定し、実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定しなければならない。</p> <p>5 会計監査人は、会計上の見積りや収益認識等の判断に関して財務諸表等に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事項、不正の疑いのある取引、特異な取引等、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、そのリスクに対応する監査手続に係る監査計画を策定しなければならない。</p>	<p>第4節 実施基準</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 監査計画の策定</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>会計監査人は、財務諸表等項目に関連した重要な虚偽表示のリスクの評価に当たっては、固有リスク及び統制リスクを分けて評価しなければならない。固有リスクについては、重要な虚偽の表示がもたらされる要因を勘案し、虚偽の表示が生じる可能性と当該虚偽の表示が生じた場合の影響を組み合わせる評価しなければならない。また、</u>会計監査人は、財務諸表等項目に関連して暫定的に評価した重要な虚偽表示のリスクに対応する、内部統制の運用状況の評価手続及び発見リスクの水準に応じた実証手続に係る監査計画を策定し、実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定しなければならない。</p> <p>5 <u>会計監査人は、虚偽の表示が生じる可能性と当該虚偽の表示が生じた場合の金額的及び質的影響の双方を考慮して、固有リスクが最も高い領域に存在すると評価した場合には、そのリスクを特別な検討を必要とするリスクとして取り扱わなければならない。特に、</u>会計監査人は、会計上の見積りや収益認識等の判断に関して財務諸表等に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事項、</p>	<p>第4節 実施基準</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 監査計画の策定</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 会計監査人は、財務諸表等項目に関連して暫定的に評価した重要な虚偽表示のリスクに対応する、内部統制の運用状況の評価手続及び発見リスクの水準に応じた実証手続に係る監査計画を策定し、実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定しなければならない。</p> <p>5 会計監査人は、会計上の見積りや収益認識等の判断に関して財務諸表等に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事項、不正の疑いのある取引、特異な取引等、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、そのリスクに対応する監査手続に係る監査計画を策定しなければならない。</p>

<p>不正の疑いのある取引、特異な取引等、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、そのリスクに対応する監査手続に係る監査計画を策定しなければならない。</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>不正の疑いのある取引、特異な取引等、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、そのリスクに対応する監査手続に係る監査計画を策定しなければならない。</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>不正の疑いのある取引、特異な取引等、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、そのリスクに対応する監査手続に係る監査計画を策定しなければならない。</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>不正の疑いのある取引、特異な取引等、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、そのリスクに対応する監査手続に係る監査計画を策定しなければならない。</p> <p>6・7 (略)</p>
<p><b>第3 監査の実施</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 会計監査人は、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、それが財務諸表等における重要な虚偽の表示をもたらしていないかを確認するための実証手続を実施し、また、内部統制の整備状況を調査し、<u>必要に応じて</u>、その運用状況の評価手続を実施しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 会計監査人は、会計上の見積りの合理性を判断するために、理事長が行った見積りの方法 (<u>理事長が採用した手法並びにそれに用いられた仮定及びデータを含む。</u>) の評価、その見積りと会計監査人の行った見積りや実績との比較等により、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 会計監査人は、理事長による確認書を入手しなければならない。 確認書には少なくとも次に掲げる事項が記載されなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 財政状態、<u>運営状況及びキャッシュ・フローの状況</u>を正しく示す事業報告書を作成している旨 (5)～(8) (略) (9) 監査の実施に必要な<u>全て</u>の資料は会計監査人に提供した旨 (10) 重要な偶発事象及び後発事象の<u>有無及び内容</u></p> <p>10 (略)</p>	<p><b>第3 監査の実施</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 会計監査人は、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、それが財務諸表等における重要な虚偽の表示をもたらしていないかを確認するための実証手続を実施し、また、<u>必要に応じて</u>、内部統制の整備状況を調査し、その運用状況の評価手続を実施しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 会計監査人は、会計上の見積りの合理性を判断するために、理事長が行った見積りの方法の評価、その見積りと会計監査人の行った見積りや実績との比較等により、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 会計監査人は、<u>理事長</u>による確認書を入手しなければならない。 確認書には少なくとも次に掲げる事項が記載されなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 財政状態<u>及び運営状況</u>を正しく示す事業報告書を作成している旨 (5)～(8) (略) (9) 監査の実施に必要な<u>すべて</u>の資料は会計監査人に提供した旨 (10) 重要な偶発事象及び後発事象</p> <p>10 (略)</p>	<p><b>第3 監査の実施</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 会計監査人は、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、それが財務諸表等における重要な虚偽の表示をもたらしていないかを確認するための実証手続を実施し、また、内部統制の整備状況を調査し、<u>必要に応じて</u>、その運用状況の評価手続を実施しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 会計監査人は、会計上の見積りの合理性を判断するために、独立行政法人の長が行った見積りの方法 (<u>独立行政法人の長が採用した手法並びにそれに用いられた仮定及びデータを含む。</u>) の評価、その見積りと会計監査人の行った見積りや実績との比較等により、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 会計監査人は、独立行政法人の長による確認書を入手しなければならない。 確認書には少なくとも次に掲げる事項が記載されなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 財政状態、<u>運営状況及びキャッシュ・フローの状況</u>を正しく示す事業報告書を作成している旨 (5)～(8) (略) (9) 監査の実施に必要な<u>全て</u>の資料は会計監査人に提供した旨 (10) 重要な偶発事象及び後発事象の<u>有無及び内容</u></p> <p>10 (略)</p>	<p><b>第3 監査の実施</b></p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 会計監査人は、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、それが財務諸表等における重要な虚偽の表示をもたらしていないかを確認するための実証手続を実施し、また、<u>必要に応じて</u>、内部統制の整備状況を調査し、その運用状況の評価手続を実施しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 会計監査人は、会計上の見積りの合理性を判断するために、<u>独立行政法人の長</u>が行った見積りの方法の評価、その見積りと会計監査人の行った見積りや実績との比較等により、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 会計監査人は、<u>独立行政法人の長</u>による確認書を入手しなければならない。 確認書には少なくとも次に掲げる事項が記載されなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 財政状態<u>及び運営状況</u>を正しく示す事業報告書を作成している旨 (5)～(8) (略) (9) 監査の実施に必要な<u>すべて</u>の資料は会計監査人に提供した旨 (10) 重要な偶発事象及び後発事象</p> <p>10 (略)</p>
<p><b>第5節 報告基準</b></p>	<p><b>第5節 報告基準</b></p>	<p><b>第5節 報告基準</b></p>	<p><b>第5節 報告基準</b></p>

<p><b>第1 基本原則</b></p> <p>1 会計監査人は、理事長が作成した財務諸表等に対して、次に掲げる事項について意見を表明した監査報告書を作成しなければならない。</p> <p>(1) 財務諸表（利益処分案を除く。以下同じ。）が一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して地方独立行政法人の財政状態、<b>運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況</b>を<b>全て</b>の重要な点において適正に表示しているかどうか</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が地方独立行政法人の財政状態、<b>運営状況及びキャッシュ・フローの状況</b>を正しく示しているかどうか</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 会計監査人は、監査手続の実施過程において発見した、地方独立行政法人の非効率的な取引等（軽微なものを除く。）について、①非効率的な取引等の概要、②非効率的な取引等の金額、③非効率的な取引等と判断した理由を<b>明ら</b>かにした書類を、理事長を経由して設立団体の長に提出しなければならない。</p> <p>5 会計監査人は、財務諸表が地方独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を<b>全て</b>の重要な点において適正に表示しているかどうかの判断に当たっては、理事長が採用した会計方針が、一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうかのみならず、その選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうか並びに財務諸表の表示方法が適切であるかどうかについても評価しなければならない。</p> <p>6～9 (略)</p>	<p><b>第1 基本原則</b></p> <p>1 会計監査人は、<b>理事長</b>が作成した財務諸表等に対して、次に掲げる事項について意見を表明した監査報告書を作成しなければならない。</p> <p>(1) 財務諸表（利益処分案を除く。以下同じ。）が一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して地方独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を<b>すべて</b>の重要な点において適正に表示しているかどうか</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が地方独立行政法人の財政状態<b>及び運営状況</b>を正しく示しているかどうか</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 会計監査人は、監査手続の実施過程において発見した、地方独立行政法人の非効率的な取引等（軽微なものを除く。）について、①非効率的な取引等の概要、②非効率的な取引等の金額、③非効率的な取引等と判断した理由を<b>明</b>かにした書類を、<b>理事長</b>を経由して<b>設立団体の長</b>に提出しなければならない。</p> <p>5 会計監査人は、財務諸表が地方独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を<b>すべて</b>の重要な点において適正に表示しているかどうかの判断に当たっては、<b>理事長</b>が採用した会計方針が、一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうかのみならず、その選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうか並びに財務諸表の表示方法が適切であるかどうかについても評価しなければならない。</p> <p>6～9 (略)</p>	<p><b>第1 基本原則</b></p> <p>1 会計監査人は、独立行政法人の長が作成した財務諸表等に対して、次に掲げる事項について意見等を表明した監査報告書を作成しなければならない。</p> <p>(1) 財務諸表（利益処分案を除く。以下同じ。）が一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して独立行政法人の財政状態、<b>運営状況及びキャッシュ・フローの状況</b>を<b>全て</b>の重要な点において適正に表示しているかどうか</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が独立行政法人の財政状態、<b>運営状況及びキャッシュ・フローの状況</b>を正しく示しているかどうか</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 会計監査人は、監査手続の実施過程において発見した、独立行政法人の非効率的な取引等（軽微なものを除く。）について、①非効率的な取引等の概要、②非効率的な取引等の金額、③非効率的な取引等と判断した理由を<b>明ら</b>かにした書類を、独立行政法人の長を経由して主務大臣に提出しなければならない。</p> <p>5 会計監査人は、財務諸表が独立行政法人の財政状態、運営状況<b>及びキャッシュ・フローの状況</b>を<b>全て</b>の重要な点において適正に表示しているかどうかの判断に当たっては、独立行政法人の長が採用した会計方針が、一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうかのみならず、その選択及び適用方法が<b>取引その他の事象</b>を適切に反映するものであるかどうか並びに財務諸表の表示方法が適切であるかどうかについても評価しなければならない。</p> <p>6～9 (略)</p>	<p><b>第1 基本原則</b></p> <p>1 会計監査人は、<b>独立行政法人の長</b>が作成した財務諸表等に対して、次に掲げる事項について意見等を表明した監査報告書を作成しなければならない。</p> <p>(1) 財務諸表（利益処分案を除く。以下同じ。）が一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して独立行政法人の財政状態、運営状況、<b>キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況</b>を<b>すべて</b>の重要な点において適正に表示しているかどうか</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が独立行政法人の財政状態<b>及び運営状況</b>を正しく示しているかどうか</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 会計監査人は、監査手続の実施過程において発見した、独立行政法人の非効率的な取引等（軽微なものを除く。）について、①非効率的な取引等の概要、②非効率的な取引等の金額、③非効率的な取引等と判断した理由を<b>明</b>かにした書類を、<b>独立行政法人の長</b>を経由して<b>主務大臣</b>に提出しなければならない。</p> <p>5 会計監査人は、財務諸表が独立行政法人の財政状態、運営状況、<b>キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況</b>を<b>すべて</b>の重要な点において適正に表示しているかどうかの判断に当たっては、<b>独立行政法人の長</b>が採用した会計方針が、一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうかのみならず、その選択及び適用方法が<b>会計事象や取引</b>を適切に反映するものであるかどうか並びに財務諸表の表示方法が適切であるかどうかについても評価しなければならない。</p> <p>6～9 (略)</p>
<p><b>第2 監査報告書の記載区分</b></p> <p>1 会計監査人は、監査報告書において、<b>会計監査人の意見、意見の根拠、理事長及び監事の責任、会計監査人の責任</b>を明瞭かつ簡潔にそれぞれを区分した上で、記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には、</p>	<p><b>第2 監査報告書の記載区分</b></p> <p>1 会計監査人は、監査報告書において、<b>監査の対象、理事長の責任、会計監査人の責任及び会計監査人の意見</b>を明瞭かつ簡潔にそれぞれを区分した上で、記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には、その</p>	<p><b>第2 監査報告書の記載区分</b></p> <p>1 会計監査人は、監査報告書において、<b>会計監査人の意見、意見の根拠、独立行政法人の長及び監事の責任、会計監査人の責任</b>を明瞭かつ簡潔にそれぞれを区分した上で、記載しなければならない。ただし、意見等を表明</p>	<p><b>第2 監査報告書の記載区分</b></p> <p>1 会計監査人は、監査報告書において、<b>監査の対象、独立行政法人の長の責任、会計監査人の責任及び会計監査人の意見</b>を明瞭かつ簡潔にそれぞれを区分した上で、記載しなければならない。ただし、意見等を表明しない場</p>

<p>その旨を監査報告書に記載しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、次に掲げる事項を監査報告書に記載するに当たっては、別に区分を設けて、意見等の表明とは明確に区別しなければならない。</p> <p>(1) 監査した財務諸表等を含む開示書類（法第34条第1項に定める財務諸表並びに同条第2項に定める事業報告書及び決算報告書並びに監査報告書）のうち当該財務諸表等と監査報告書とを除いた部分の記載内容（以下「その他の記載内容」という。）に関する事項</p> <p>(2) 財務諸表の記載について強調する必要がある事項及び説明を付す必要がある事項</p> <p>3・4（略）</p>	<p>旨を監査報告書に記載しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、財務諸表の記載について強調する必要がある事項及び説明を付す必要がある事項を監査報告書において情報として追記する場合には、意見の表明とは明確に区別しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>3・4（略）</p>	<p>しない場合には、その旨を監査報告書に記載しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、次に掲げる事項を監査報告書に記載するに当たっては、別に区分を設けて、意見等の表明とは明確に区別しなければならない。</p> <p>(1) 監査した財務諸表等を含む開示書類（通則法第38条第1項に定める財務諸表並びに同条第2項に定める事業報告書及び決算報告書並びに監査報告書）のうち当該財務諸表等と監査報告書とを除いた部分の記載内容（以下「その他の記載内容」という。）に関する事項</p> <p>(2) 財務諸表の記載について強調する必要がある事項及び説明を付す必要がある事項</p> <p>3・4（略）</p>	<p>合には、その旨を監査報告書に記載しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、財務諸表の記載について強調する必要がある事項及び説明を付す必要がある事項を監査報告書において情報として追記する場合には、意見の表明とは明確に区別しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>3・4（略）</p>
<p>第3 無限定適正意見の記載事項</p> <p>1 会計監査人は、理事長の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して、地方独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められると判断したときは、その旨の意見（この場合の意見を「無限定適正意見」という。）を表明しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、無限定適正意見を表明する場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) 会計監査人の意見 監査対象とした財務諸表の範囲、財務諸表が一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して、地方独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められること</p> <p>(2) 意見の根拠 一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行ったこと、監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること、当該基礎には会計監査人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重</p>	<p>第3 無限定適正意見の記載事項</p> <p>1 会計監査人は、地方独立行政法人の長の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して、地方独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められると判断したときは、その旨の意見（この場合の意見を「無限定適正意見」という。）を表明しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、無限定適正意見を表明する場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) 監査の対象 監査対象とした財務諸表の範囲</p> <p>(新設)</p>	<p>第3 無限定適正意見の記載事項</p> <p>1 会計監査人は、独立行政法人の長の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められると判断したときは、その旨の意見（この場合の意見を「無限定適正意見」という。）を表明しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、無限定適正意見を表明する場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) 会計監査人の意見 監査対象とした財務諸表の範囲、財務諸表が一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められること</p> <p>(2) 意見の根拠 一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行ったこと、監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること、当該基礎には会計監査人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な</p>	<p>第3 無限定適正意見の記載事項</p> <p>1 会計監査人は、独立行政法人の長の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められると判断したときは、その旨の意見（この場合の意見を「無限定適正意見」という。）を表明しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、無限定適正意見を表明する場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) 監査の対象 監査対象とした財務諸表の範囲</p> <p>(新設)</p>

<p>要な虚偽の表示をもたらす理事長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいること</p> <p>(3) <u>理事長及び監事</u>の責任  <u>理事長</u>には、財務諸表の作成責任があること、財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること  <u>監事</u>には、財務報告プロセスを監視する責任があること</p> <p>(4) 会計監査人の責任          会計監査人の責任は、独立の立場から、財務諸表に対する意見を表明することにあること、<u>地方独立行政法人</u>の監査の基準は会計監査人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること、監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと、監査は<u>理事長</u>が採用した会計方針及びその適用方法並びに<u>理事長</u>によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討していること、監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断によること、財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないこと、<u>監事との適切な連携を図ること</u></p> <p><u>((1)へ移動)</u></p>	<p>(2) <u>地方独立行政法人の長</u>の責任          財務諸表の作成責任は<u>地方独立行政法人の長</u>にあること、財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は<u>地方独立行政法人の長</u>にあること</p> <p>(3) 会計監査人の責任          会計監査人の責任は、独立の立場から、財務諸表に対する意見を表明することにあること、<u>一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行ったこと</u>、監査の基準は会計監査人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること、監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと、監査は<u>地方独立行政法人の長</u>が採用した会計方針及びその適用方法並びに<u>地方独立行政法人の長</u>によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討していること、監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断によること、財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないこと、<u>監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること、当該基礎には会計監査人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす地方独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいること</u></p> <p>(4) <u>監査意見</u>  <u>財務諸表が一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して、地方独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められること。</u></p>	<p>虚偽の表示をもたらす<u>独立行政法人の長</u>又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいること</p> <p>(3) <u>独立行政法人の長及び監事</u>の責任  <u>独立行政法人の長</u>には、財務諸表の作成責任があること、財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること  <u>監事</u>には、財務報告プロセスを監視する責任があること</p> <p>(4) 会計監査人の責任          会計監査人の責任は、独立の立場から、財務諸表に対する意見を表明することにあること、<u>独立行政法人</u>の監査の基準は会計監査人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること、監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと、監査は<u>独立行政法人の長</u>が採用した会計方針及びその適用方法並びに<u>独立行政法人の長</u>によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討していること、監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断によること、財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないこと、<u>監事との適切な連携を図ること</u></p> <p><u>((1)へ移動)</u></p>	<p>(2) <u>独立行政法人の長</u>の責任          財務諸表の作成責任は<u>独立行政法人の長</u>にあること、財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任は<u>独立行政法人の長</u>にあること</p> <p>(3) 会計監査人の責任          会計監査人の責任は、独立の立場から、財務諸表に対する意見を表明することにあること、<u>一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行ったこと</u>、監査の基準は会計監査人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること、監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと、監査は<u>独立行政法人の長</u>が採用した会計方針及びその適用方法並びに<u>独立行政法人の長</u>によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討していること、監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断によること、財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないこと、<u>監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること、当該基礎には会計監査人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいること</u></p> <p>(4) <u>監査意見</u>  <u>財務諸表が一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められること</u></p>
<p>第4 意見に関する除外</p> <p>1 会計監査人は、理事長が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあるか、又は不正及び誤謬並びに違法行為があつて、その影響が無限定適正意見を表明することができな</p>	<p>第4 意見に関する除外</p> <p>1 会計監査人は、<u>理事長</u>が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあるか、又は不正及び誤謬並びに違法行為があつて、その影響が無限定適正意見を表明することができな</p>	<p>第4 意見に関する除外</p> <p>1 会計監査人は、独立行政法人の長が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあるか、又は不正及び誤謬並びに違法行為があつて、その影響が無限定適正意見を表明すること</p>	<p>第4 意見に関する除外</p> <p>1 会計監査人は、<u>独立行政法人の長</u>が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあるか、又は不正及び誤謬並びに違法行為があつて、その影響が無限定適正意見を表明すること</p>

<p>い程度に重要ではあるものの、財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、<u>意見の根拠の区分に</u>、除外した不適切な事項、財務諸表に与えている影響及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付適正意見とした理由を記載しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、理事長が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあるか、又は財務諸表に重要な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為があつて、その影響が財務諸表全体として虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合には、財務諸表が不適正である旨の意見を表明しなければならない。この場合には、<u>意見の根拠の区分に</u>、財務諸表が不適正であるとした理由を記載しなければならない。</p>	<p>い程度に重要ではあるものの、財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、<u>別に区分を設けて</u>、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響を記載しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、<u>理事長</u>が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあるか、又は財務諸表に重要な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為があつて、その影響が財務諸表全体として虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合には、財務諸表が不適正である旨の意見を表明しなければならない。この場合には、<u>別に区分を設けて</u>、財務諸表が不適正であるとした理由を記載しなければならない。</p>	<p>ができない程度に重要ではあるものの、財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、<u>意見の根拠の区分に</u>、除外した不適切な事項、財務諸表に与えている影響及びこれらを踏まえて除外事項を付した限定付適正意見とした理由を記載しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、独立行政法人の長が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあるか、又は財務諸表に重要な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為があつて、その影響が財務諸表全体として虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合には、財務諸表が不適正である旨の意見を表明しなければならない。この場合には、<u>意見の根拠の区分に</u>、財務諸表が不適正であるとした理由を記載しなければならない。</p>	<p>ができない程度に重要ではあるものの、財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、<u>別に区分を設けて</u>、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響を記載しなければならない。</p> <p>2 会計監査人は、<u>独立行政法人の長</u>が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあるか、又は財務諸表に重要な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為があつて、その影響が財務諸表全体として<u>の</u>虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合には、財務諸表が不適正である旨の意見を表明しなければならない。この場合には、<u>別に区分を設けて</u>、財務諸表が不適正であるとした理由を記載しなければならない。</p>
<p><b>第5 監査範囲の制約</b></p> <p>1 会計監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、<u>意見の根拠の区分に</u>、実施できなかった監査手続及び当該事実が影響する事項を記載しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会計監査人は、他の会計監査人が実施した監査の重要な事項について、その監査の結果を利用できないと判断したときに、<u>更に</u>当該事項について、重要な監査手続を追加して実施できなかった場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p><b>第5 監査範囲の制約</b></p> <p>1 会計監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、<u>別に区分を設けて</u>、実施できなかった監査手続及び当該事実が影響する事項を記載しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会計監査人は、他の会計監査人が実施した監査の重要な事項について、その監査の結果を利用できないと判断したときに、<u>さらに</u>当該事項について、重要な監査手続を追加して実施できなかった場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p><b>第5 監査範囲の制約</b></p> <p>1 会計監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、<u>意見の根拠の区分に</u>、実施できなかった監査手続及び当該事実が影響する事項を記載しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会計監査人は、他の会計監査人が実施した監査の重要な事項について、その監査の結果を利用できないと判断したときに、<u>更に</u>当該事項について、重要な監査手続を追加して実施できなかった場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p><b>第5 監査範囲の制約</b></p> <p>1 会計監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、<u>別に区分を設けて</u>、実施できなかった監査手続及び当該事実が影響する事項を記載しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会計監査人は、他の会計監査人が実施した監査の重要な事項について、その監査の結果を利用できないと判断したときに、<u>さらに</u>当該事項について、重要な監査手続を追加して実施できなかった場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>
<p><b>第6 その他の記載内容</b></p> <p><u>1 会計監査人は、その他の記載内容を通読し、当該その他の記載内容と財務諸表等又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかにつ</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><b>第6 その他の記載内容</b></p> <p><u>1 会計監査人は、その他の記載内容を通読し、当該その他の記載内容と財務諸表等又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかにつ</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

<p><u>いて検討しなければならない。また、会計監査人は、通読及び検討に当たって、財務諸表等や監査の過程で得た知識に関連しないその他の記載内容についても、重要な誤りの兆候に注意を払わなければならない。</u></p> <p><u>2 会計監査人は、その他の記載内容に関して、その範囲、理事長及び監事の責任、会計監査人は意見等を表明するものではない旨、会計監査人の責任及び報告すべき事項の有無並びに報告すべき事項がある場合はその内容を監査報告書に記載しなければならない。ただし、意見等を表明しない場合には記載しないものとする。</u></p>		<p><u>いて検討しなければならない。また、会計監査人は、通読及び検討に当たって、財務諸表等や監査の過程で得た知識に関連しないその他の記載内容についても、重要な誤りの兆候に注意を払わなければならない。</u></p> <p><u>2 会計監査人は、その他の記載内容に関して、その範囲、独立行政法人の長及び監事の責任、会計監査人は意見等を表明するものではない旨、会計監査人の責任及び報告すべき事項の有無並びに報告すべき事項がある場合はその内容を監査報告書に記載しなければならない。ただし、意見等を表明しない場合には記載しないものとする。</u></p>	
<p><b>第7 追記情報</b></p> <p>会計監査人は、次に掲げる強調すること又はその他説明することが適当と判断した事項は、監査報告書にそれらを区分した上で、情報として追記するものとする。</p> <p>(1) 会計方針の変更 (2)・(3) (略)</p> <p><u>(第6 2へ移動)</u></p>	<p><b>第6 追記情報</b></p> <p>会計監査人は、次に掲げる強調すること又はその他説明することが適当と判断した事項は、監査報告書にそれらを区分した上で、情報として追記するものとする。</p> <p>(1) <u>正当な理由による</u>会計方針の変更 (2)・(3) (略)</p> <p><u>(4) 監査した財務諸表を含む開示書類における当該財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違</u></p>	<p><b>第7 追記情報</b></p> <p>会計監査人は、次に掲げる強調すること又はその他説明することが適当と判断した事項は、監査報告書にそれらを区分した上で、情報として追記するものとする。</p> <p>(1) 会計方針の変更 (2)・(3) (略)</p> <p><u>(第6 2へ移動)</u></p>	<p><b>第6 追記情報</b></p> <p>会計監査人は、次に掲げる強調すること又はその他説明することが適当と判断した事項は、監査報告書にそれらを区分した上で、情報として追記するものとする。</p> <p>(1) <u>正当な理由による</u>会計方針の変更 (2)・(3) (略)</p> <p><u>(4) 監査した財務諸表を含む開示書類における当該財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違</u></p>
<p><b>第8 利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告</b></p> <p>1 会計監査人は、理事長の作成した利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について以下の報告を行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>ア</u>事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財務諸表の記載と整合しているかどうか <u>イ</u>事業報告書（会計に関する部分に限る。）が独立行政法人の財政状態、<u>運営状況及びキャッシュ・フローの状況</u>を正しく示しているかどうか</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 会計監査人は、利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告を行う場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) <u>会計監査人の報告</u> <u>監査の対象が利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書であること</u></p>	<p><b>第7 利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告</b></p> <p>1 会計監査人は、<u>理事長</u>の作成した利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について以下の報告を行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>(7)</u>事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財務諸表の記載と整合しているかどうか <u>(イ)</u>事業報告書（会計に関する部分に限る。）が地方独立行政法人の財政状態<u>及び運営状況</u>を正しく示しているかどうか</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 会計監査人は、利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告を行う場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) <u>監査の対象</u> 利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書</p>	<p><b>第8 利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告</b></p> <p>1 会計監査人は、独立行政法人の長の作成した利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について以下の報告を行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>ア</u>事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財務諸表の記載と整合しているかどうか <u>イ</u>事業報告書（会計に関する部分に限る。）が独立行政法人の財政状態、<u>運営状況及びキャッシュ・フローの状況</u>を正しく示しているかどうか</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 会計監査人は、利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告を行う場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) <u>会計監査人の報告</u> <u>監査の対象が利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書であること</u></p>	<p><b>第7 利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告</b></p> <p>1 会計監査人は、<u>独立行政法人の長</u>の作成した利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について以下の報告を行わなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>(7)</u>事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財務諸表の記載と整合しているかどうか <u>(イ)</u>事業報告書（会計に関する部分に限る。）が独立行政法人の財政状態<u>及び運営状況</u>を正しく示しているかどうか</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 会計監査人は、利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告を行う場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。</p> <p>(1) <u>監査の対象</u> 利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書</p>

<p><u>利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する以下の報告</u>  <u>ア利益処分案が法令に適合していると認められるかどうか</u>  <u>イ事業報告書（会計に関する部分に限る。）が地方独立行政法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を正しく示しているか</u>  <u>ウ決算報告書が理事長による予算の区分に従って（公立大学法人及び公営企業型地方独立行政法人以外の地方独立行政法人においては、一定の事業等のまとまりごとに）、決算の状況を正しく示しているか</u></p> <p>(2) <u>理事長及び監事の責任</u>  <u>理事長には、利益処分案、事業報告書及び決算報告書の作成責任があること</u>  <u>監事には、財務報告プロセスを監視する責任があること</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(1)へ移動</u></p>	<p><u>(4)から移動</u></p> <p>(2) <u>理事長の責任</u>          利益処分案、事業報告書及び決算報告書の作成責任は<u>理事長</u>にあること</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告</u>  <u>(ア) 利益処分案が法令に適合していると認められるかどうか</u>  <u>(イ) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が地方独立行政法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているか</u>  <u>(ウ) 決算報告書が理事長による予算の区分に従って（公立大学法人及び公営企業型地方独立行政法人以外の地方独立行政法人においては、一定の事業等のまとまりごとに）決算の状況を正しく示しているか</u></p>	<p><u>利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する以下の報告</u>  <u>ア利益処分案が法令に適合していると認められるかどうか</u>  <u>イ事業報告書（会計に関する部分に限る。）が独立行政法人の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか</u>  <u>ウ決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているか</u></p> <p>(2) <u>独立行政法人の長及び監事の責任</u>  <u>独立行政法人の長には、利益処分案、事業報告書及び決算報告書の作成責任があること</u>  <u>監事には、財務報告プロセスを監視する責任があること</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(1)へ移動</u></p>	<p><u>(4)から移動</u></p> <p>(2) <u>独立行政法人の長の責任</u>          利益処分案、事業報告書及び決算報告書の作成責任は<u>独立行政法人の長</u>にあること</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 利益処分案、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告</u>  <u>(ア) 利益処分案が法令に適合していると認められるかどうか</u>  <u>(イ) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）が独立行政法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているか</u>  <u>(ウ) 決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているか</u></p>
<p>第9 参考資料 (略)</p>	<p>第8 参考資料 (略)</p>	<p>第9 参考資料 (略)</p>	<p>第8 参考資料 (略)</p>